

| | |
|------------|--|
| 議 長 確認印 | |
|------------|--|

議会運営委員会会議録

| | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 開会 令和元年 11 月 18 日 13 : 58 閉会 令和元年 11 月 18 日 14 : 13 |
| 2 場 所 | 委員会室 |
| 3 出席委員 | 割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則 |
| 4 欠席委員 | なし |
| 5 出席要求者 | 副議長 |
| 6 職務出席者 | 議長、事務局長、書記 |
| 7 付議事件 | 第 1 臨時会の運営について |
| 8 議事の経過 | <p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 臨時会の運営について</p> <p>委員長：議員発議について、提出者は鈴木安次議員でその他賛成者がいる。前回 100 条委員会を否決し、その後町長自らの給与カットを持って一時終息したように感じるが、今回は 2 回目であり各委員慎重に判断してもらいたい。特に 100 条委員会の設置については大変重いもので、議会も責任が問われるため、個人的な案件や政治的な案件は避けてもらいたい。まずは提出者から説明を求める。</p> <p>鈴木（安）委員：先月行われた全員協議会は、町側の一方的説明で終わってしまい名ばかりの協議会であった。検察の指導との事だが、捜査に支障がない程度で協議ができたはずだ。また席上で「町長の認識不足」との発言は、自身の認識不足なのか、あるいは事務上の不手際なのかははっきりさせるべき。議員として行政を監視することを鑑みて、町民への説明責任を果たしてもらうべく提出した。</p> <p>鈴木（茂）委員：入札時に参加業者が経営事項審査を受けていなかった事が重要なポイントであったが、今回は告発があったとし、入札妨害があったかどうかや業者との癒着があったのではないかとこの新しい疑惑が出てきたので究明したい。</p> <p>副委員長：議会運営委員会としての判断は臨時会の開催可否であり、開催すべきとの立場である。提出者に伺いたいのは、先月の全員協議会で町側が一方的とした部分は、あくまで主宰者たる議長があので決めたことで、町側の理由でというのは違うと思う。</p> <p>委員長：臨時会開催については問題ないか。 （全委員異議なし）</p> <p>委員長：開催日程については事務局で調整願う。</p> <p>事務局長：執行部側と協議中であるが、12 月 2 日（月）が最短での開催になる見込み。ただ招集権は町長にあるので、今後も調整する。</p> |

委員長：その他なければ終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長